

## 令和 7 年度から開催する新たな講習(臨時を除く)のお知らせ

令和 7 年度から定期開催予定の新たな講習についてお知らせします。受講のご検討をお願いします。なお、予約・申込は原則開催月の 2 月前の 15 日からです。

### ●化学物質管理者専門的講習 (2 日間)

令和 6 年 4 月よりリスクアセスメント対象物質を「製造する」、又は「取扱い」をする事業場においては、化学物質管理者を選任する必要がありますが、「製造する」事業場においては化学物質管理者専門的講習の修了が選任要件となっています。この研修につきましては、これまで臨時開催により実施してまいりましたが、継続的に養成する必要があると認められることから、定期開催することとしたものです。なお、「取扱い」事業場においても化学物質管理者専門的講習又は化学物質管理者講習に準ずる講習の受講者から選任することが望ましいとされています。

令和 8 年 2 月開催予定 (年 1 回)

### ●工作物石綿事前調査者講習 (2 日間)

炉設備、電気設備、配管等の工作物の解体・改修工事を行う場合は、石綿則により石綿の有無について事前調査が義務付けられていますが、令和 8 年 1 月からは、事前調査を「工作物石綿事前調査者講習」を修了した工作物石綿事前調査者に行わせなければならないこととされ、当協会では、島根労働局長の登録を受け、この講習を実施いたします。(修了試験があります)

令和 7 年 4 月、8 月開催予定 (年 2 回)

### ●衛生推進者養成講習 (1 日間)

労働安全衛生法第 12 条の 2 により、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場のうち、安全衛生推進者を選任する必要がある業種 (製造業、建設業、運送業など) 以外の業種の事業場では、衛生推進者を選任し、事業場の衛生に係る業務を担当させることとされており、当協会では、島根労働局長の登録を受けて当該養成講習を実施いたします。当協会ではこれまで安全衛生推進者養成講習を実施してきましたが、衛生推進者を選任する必要がある事業場から要望があったことから開催するものです。

令和 7 年 6 月開催予定 (年 1 回)